相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬一二〇四番地一、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　金﨑　孝博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月九日
佐賀県佐賀市駅南本町一番二三号司法書士法人麿法務事務所
相続財産管理人　司法書士　松瀬　寿和

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県延岡市伊形町五八七六番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　津野　義美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月九日
宮崎県延岡市中町二丁目一―七ジブラルタ生命延岡ビル四階弁護士法人みやざき延岡事務所
相続財産管理人　弁護士　松岡　茂行

無縁墳墓等改葬公告

適正な墓地管理を行うために無縁墳墓等について改葬することになりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十六年十月九日

一、墳墓等所在地　大阪府池田市豊島北一丁目二八七番地
一、墳墓等の名称　西市場墓地
一、死亡者の本籍及び氏名　全て不詳
一、改葬を行おうとする者　大阪府池田市豊島北一―八―一二　西市場墓地管理会　会長　中村　亨

公示送達

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一一九号）第百三条第一項の規定に基づく上尾都市計画事業上平第三特定土地区画整理事業の換地処分通知は、送付のうち、左記の者に対する換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができない、または送付したが受領を拒まれたため、同法第百三十三条第一項及び第二項において準用する同法第七十七条五項の規定により、書類の送付にかえて次のとおり公告します。

記

一、書類の送付を受けるべき者の氏名及び住所

権利者氏名	高柳孝左衛門
権利者住所	上尾市大字久保二一九番地一
権利者氏名	佐藤　寿春
権利者住所	上尾市大字久保二六七番地
権利者氏名	佐藤　洋子
権利者住所	上尾市大字久保二六七番地
権利者氏名	駒形　昌司
権利者住所	上尾市大字西門前三四三番地八
権利者氏名	駒形　茂
権利者住所	上尾市大字西門前三四三番地八
権利者氏名	安野　太輔
権利者住所	上尾市大字西門前五九三番地一
権利者氏名	安達　雄寿
権利者住所	上尾市浅間台四丁目一二番地一〇
権利者氏名	玉川　俊雄
権利者住所	上尾市大字西門前六八七番地一三
権利者氏名	玉川　順子
権利者住所	上尾市大字西門前六八七番地一三
権利者氏名	須田　守三
権利者住所	上尾市大字久保
権利者氏名	須田留五郎
権利者住所	上尾市大字西門前
権利者氏名	須田　秀實
権利者住所	不明
権利者氏名	須田喜惣次
権利者住所	不明
権利者氏名	須田八右ヱ門
権利者住所	不明
権利者氏名	須田泰次郎
権利者住所	不明
権利者氏名	須田太郎右ヱ門
権利者住所	不明
権利者氏名	須田　熊藏
権利者住所	不明
権利者氏名	須田清左ヱ門
権利者住所	不明
権利者氏名	須田善右ヱ門
権利者住所	不明
権利者氏名	須田元次郎
権利者住所	不明
権利者氏名	須田傳左ヱ門
権利者住所	不明
権利者氏名	須田　秀実
権利者住所	不明
権利者氏名	渡部　隼人
権利者住所	桶川市神明二丁目七番一八号オメガA―二〇二号
権利者氏名	渡部　珠海
権利者住所	桶川市神明二丁目七番一八号オメガA―二〇二号
権利者氏名	有限会社新日本土地
権利者住所	大宮市東大成町一丁目一六五番地
抵当権者氏名	大畑家庭電器株式会社
抵当権者住所	大宮市東大成町二丁目二四六番地
抵当権者氏名	浦和星野重巽相続講
抵当権者住所	不明

二、通知の内容

土地区画整理法第百三条第一項の規定により上尾市上平第三特定土地区画整理事業の換地計画において定められた、別紙明細書及び換地図のとおり処分します。

教示

一、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内に埼玉県知事に対して審査請求をすることができます。（審査請求書の記載事項は行政不服審査法第十五条に規定されています。）なお、六十日以内であっても、処分の翌日から起算して一年を経過すると審査請求することができなくなります。

二、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に上尾市上平第三特定土地区画整理組合を被告として提訴することができます。（なお、六箇月以内であっても、処分の日から一年を経過すると取消しの訴えを提訴することができなくなります。）

三、右記一の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に上尾市上平第三特定土地区画整理組合を被告として、処分の取り消しを提訴することができます。なお、採決の日から一年を経過すると取り消しの訴えを提訴することができなくなります。

なお、別紙明細書及び換地図は省略し、それらを上尾市上平第三土地区画整理事務所の掲示板において掲示します。

平成二十六年十月九日
埼玉県上尾市大字南七一番地一
上尾市上平第三特定土地区画整理組合
理事長　樽見　隆司

債権申出の公告（第一回）

当企業年金基金は平成二十六年十月一日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がない時は清算から除斥します。

平成二十六年十月九日
東京都千代田区丸の内三丁目四番一号
日本金属工業企業年金基金
清算人　岩脇　章

第38期決算公告

平成26年9月29日　東京都中央区八丁堀二丁目10番7号
株式会社ニチガス物流計算センター
代表取締役　尾作　恵一

貸借対照表の要旨
（平成26年7月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	174,157	流動負債	87,015
固定資産	99,711	固定負債	24,900
流動資産	14,420	負債合計	111,915
固定資産	85,207	株主資本	161,952
固定資産	83	資本金	10,000
有形固定資産		資本剰余金	151,952
無形固定資産		利益準備金	2,500
投資その他の資産		その他利益剰余金	149,452
		（うち当期純利益）	（22,503）
		純資産合計	161,952
合計	273,868	合計	273,868